

食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

- 食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令 第二号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>別記様式（第1条関係）</p> <p>表11 平成19年度以降の食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の変化状況 (略)</p> <p>【備考】 1～12 (略)</p> <p>13 表10の「基準実施率 (%)」の欄には、<u>食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号）第2条に規定する基準実施率を記入すること。</u></p> <p>なお、<u>平成25年度以降の基準実施率については、「平成24年度」の欄の右に順次、欄を追加して記入すること。</u></p> <p><u>また、食品循環資源の再生利用等の実施率が基準実施率を下回った場合は、その理由について記入すること。</u></p> <p>14 表11において、<u>平成25年度以降については、「平成24年度」の欄</u></p>	<p>別記様式（第1条関係）</p> <p>表11 平成19年度から平成24年度までの食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の変化状況 (略)</p> <p>【備考】 1～12 (略)</p> <p>13 表10の「基準実施率 (%)」の欄には、<u>食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号）第2条に規定する基準実施率を記入すること。</u></p> <p><u>また、食品循環資源の再生利用等の実施率が基準実施率を下回った場合は、その理由について記入すること。</u></p>

の右に順次、欄を追加して記入すること。

15・16 (略)

14・15 (略)